

## 1 年単位の変形労働時間制を導入する条例案の撤回を求める

2020.12.3 全教常任弁護士 代表 弁護士加藤健次  
同 事務局長 弁護士齊藤園生

北海道教育庁は教職員に1年の変形労働時間制導入のため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」を令和2年第4回北海道議会に提案しようとしている。同条例案は、以下の通り数々の問題を持っており、現時点で道議会に提出すべきではない。同条例案は撤回すべきである。

### 1 制度導入の前提条件を満たしていない。

文科省は、1年の変形労働時間制導入には、超過勤務を「指針」に示した上限時間内(月45時間、年間360時間)にすることが、制度導入の前提であると再三説明してきた。しかるに、現状で、教職員の超過勤務は何ら改善しておらず、超過勤務が上限時間内に縮減しているという実証的資料は何もない。また、「指針」は在校等時間をICTの活用やタイムカード等で客観的に計測することが制度導入の際の必要な措置としているが、北海道では導入されているのは、全市町村の24.4%(44市町村)に過ぎず全国平均(48.2%)を大きく下回っている(文科省・取組状況調査・令和元年7月現在)。

制度導入の前提条件も達成できず、必要な措置も準備できていない段階で、先行的に条例案を議会に提案することは、制度導入を既成事実化するものである。

### 2 学校や教職員の意向を無視している

本制度導入にあたっては、労働時間の変更を受ける教職員の意見や、学校現場の意見が十分反映される必要がある。文科省も、条例化にあたっては、まずは学校ごとに検討し、市町村教育委員会と相談し、その意向を踏まえ都道府県教育委員会が条例案を作成すると説明してきた(2019年12月3日参院文科委員会・萩生田文科大臣発言)。しかし、北海道では学校現場での検討も、市町村教育委員会との協議も、実際上はほとんど行われていない。本条例案は、現場の教職員や学校の意見を踏まえずに、道教育庁が頭ごなしに議会に提案しようとしているのであって、文科省の説明にも反し、手続き的に問題である。

### 3 今必要なのは教職員の増員であって拙速な条例化ではない

今年春からのコロナ・ウイルス感染拡大という想定外の事態が生じた。今必要なのは教職員的大幅増員であり、増員で教職員の過重労働を軽減し、少人数学級で児童・生徒への安全できめ細やかな指導を実現することである。このことは教職員だけでなく、子ども、保護者の共通の願いである。文科省も、ようやく教職員の増員を打ち出したところである。

本条例案は、文科省が条例化を令和2年度内としてきた当初の計画に合わせて拙速に作成されたものであり、現在の教育現場のニーズにも合致しない。このような条例案は不必要かつ有害である。

以上